笛吹市e街ギフト加盟店規約

（総則）

第１条　本規約は、笛吹市e街ギフト加盟店（以下「加盟店」という）が、そ

の店舗、施設等において第２条に定める笛吹市e街ギフトによる商品または

サービスの提供等（以下「商品提供等」という）を行う場合の、笛吹市（以下「市」という）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおり。

(１)　「加盟店」とは、本規約を承諾のうえ所定の申込書にて市に申し

込み、市が承認した個人、法人および団体をいう。

(２)　「笛吹市e街ギフト」とは、対象地域の加盟店にて、取得から90日

間に限って使用出来る市が発行する電子商品券をいう。

(３)　「使用者」とは、市が規定した「笛吹市e街ギフト使用者規約」

を承諾のうえ、笛吹市e街ギフトを加盟店で使用する者をいう。

(４)　「笛吹市e街ギフト取引」とは、使用者が加盟店より商品提供等を受

けた場合に、その売上相当額を笛吹市e街ギフトで取引することをいう。

(５)　「笛吹市e街ギフト取引精算」とは、加盟店と市が本契約に基づき行う、笛吹市e街ギフト取引に関する精算のことをいう。

(６)　「消し込み」とは、使用者が笛吹市e街ギフトを加盟店で使用した際

に、電子スタンプを使ってスマートフォンへ押印すること等により、笛

吹市e街ギフトを使用済み登録又は金額減算することをいう。

(７)　「電子スタンプ」とは、使用者が笛吹市e街ギフトを使用した際に、

加盟店が笛吹市e街ギフトの消し込み等を行うために使用するスタンプ

形状の電子機器をいう。

（加盟店）

第３条　加盟店は、笛吹市e街ギフトが使用できる店舗、施設（以下「笛吹市e街ギフト取扱店舗」という）をあらかじめ市に所定の書面にて申請し、市の承認を得るものとする。市は申請を承認した場合、加盟店舗証を発行する。なお、笛吹市e街ギフト取扱店舗の追加、脱退についても同様とする。

２　加盟店は、加盟店舗証を店内の消費者に良く見える場所に掲示し、加盟店

ポスター等掲示物は消費者に良く見える場所に掲示するものとする。

３　加盟店は、市から笛吹市e街ギフトの取扱いに関する調査協力依頼があった場合、協力しなければならない。

４　加盟店は、市が笛吹市e街ギフトの利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ何らの留保をすることなく認めるものとする。

５　加盟店は、電子スタンプ、加盟店舗証、ポスター等を本規約に定める目的

以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはな

らないものとする。

６　加盟店は、本契約が終了した場合、終了原因の如何を問わず直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、市が支給した備品を速やかに返却するものとする。

（届出事項の変更）

第４条　加盟店は、市に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールア

ドレス、振込指定金融機関口座等、その加盟店申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法にて市へ届出、承認を得るものとする。

２　前項の届出がないために、市からの通知または送付書類、換金精算代金が延着した場合には、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとする。

（地位の譲渡等）

第５条　加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。

２　加盟店は、加盟店の市に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等をしてはならない。

（業務の委託）

第６条　加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委

託してはならない。

２　前項にかかわらず、市が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとする。

３　前項により市が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定　めるすべての義務および責任について免れないものとする。また、当該業務を受託した第三者（以下「業務代行者」という）が受託業務に関連して市に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して市の損害を賠償するものとする。

４　加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に市の承諾を得るものと　する。

（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）

第７条　加盟店は、本規約および市が別途提供する笛吹市e街ギフト取扱マニュアルに基づき商品提供等を行うものとする。

２　加盟店は、有効な笛吹市e街ギフトを提示した使用者に対し、笛吹市e街ギフトの取扱いを拒絶したり、現金客と異なる代金を請求したり、笛吹市e街ギフトの取扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、笛吹市e街ギフトの使用者に不利となる差別的取扱いを行わないものとする。

３　加盟店は、有効な笛吹市e街ギフトの使用者から笛吹市e街ギフトの取扱いまたは商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、加盟店と笛吹市e街ギフトの使用者との間において紛議が生じた場合および法令に違反する取引の指摘または指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとする。

４　加盟店は、笛吹市e街ギフト取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとする。

(１)　笛吹市e街ギフト利用画面

(２)　笛吹市e街ギフト利用金額

(３)　笛吹市e街ギフトに電子スタンプが押印された後の消し込み画面

５　加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守

管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、笛吹市e街ギフト取

引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとする。その場合

の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも市は責任を負わないも

のとする。

６　加盟店は、電子スタンプの故障により消し込み行為が行えないことで笛吹市e街ギフト取引が行えない場合は、電子スタンプによる消し込みは行わず加盟店毎に個別に割り当てた数字で消し込みを実施するものとする。

７　市は、消し込みがあった場合に、市が定める日にデータを更新する。

なお、加盟店は、売上額日計および振込金額を必ず確認するものとする。

８　加盟店は、１件の笛吹市e街ギフト取引として処理されるものを、金額の分割等により複数の笛吹市e街ギフト取引にしてはならない。

９　加盟店は、市の指示を遵守するものとする。

（電子スタンプ）

第８条　市は、加盟店に電子スタンプを貸与する。

２　加盟店は、市の指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって、電子スタ

ンプを使用および保管するものとする。

３　加盟店は、電子スタンプを修理、修復する必要が生じたときは、市へ速や

かに報告し、その後の対応は市の指示に従うこととする。ただし、加盟店の

責めに帰すべき事由により紛失・故障等した場合には費用負担が発生するこ

とがあるものとする。

４　加盟店は、電子スタンプの設置場所を移動する場合には、あらかじめ笛吹

市に届出等を行うものとする。

５　加盟店は、加盟店解約及び取消時には、貸与されている電子スタンプを全

て市に返却するものとする。

（取引の取り消し及び返金の禁止）

第９条　加盟店は、笛吹市e街ギフト取引の取消しを申し出た使用者に対し、取消し及び返金対応することはできないこととする。

（対象商品等）

第10条　笛吹市e街ギフトは、加盟店が取扱う商品提供等について使用できるものとする。ただし、別表第1に該当するものは対象外とする。

（商品等の引き渡し）

第11条　加盟店は、商品提供等を行う場合、笛吹市e街ギフトの使用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとする。加盟店は、商品提供等行う当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合には、笛吹市e街ギフトの使用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとする。

（笛吹市e街ギフトの不正使用等）

第12条　加盟店は、提示された笛吹市e街ギフトの真贋に疑義があった場合には、笛吹市e街ギフト提示者または使用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を直ちに市に連絡しなければならない。

２　加盟店は、提示された笛吹市e街ギフトの金額に対して電子スタンプで消し込みを実施する際、第７条第４項第３号に規定する画面にスタンプ印が表示されない場合には、使用者に対して笛吹市e街ギフトの取引を行ってはならないものとする。

３　万が一、加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合、市は加盟店に対して一切の責任を負わないものとする。

４　偽造または変造された笛吹市e街ギフトに起因する売上等が発生し、市が笛吹市e街ギフトの使用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力しなければならない。また、加盟店は、市から指示があった場合または加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する地域を管轄する警察署等ヘ被害届を提出するものとする。

（売上債権の譲渡）

第13条　本契約に基づき加盟店が市に対して有する債権について、第三者か　　　らの差押、仮差押、滞納処分等（以下、「処分等」という。）があった場合、市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

（精算）

第14条　笛吹市e街ギフト取引精算は、市が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に市に到着した取引データに係る売上金額の総額を加盟店からの請求とみなし、換金手数料を差し引いた金額を、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。

（加盟取消し）

第15条　加盟店が以下の事項に該当する場合、市は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合市に生じた損害を加盟店が賠償するものとする。

(１)　加盟店または加盟店の従業員および業務代行者が本規約に違反した

とき

(２)　加盟店申込書等加盟の際に市に提出した書面に虚偽の申請があった

とき

(３)　租税に関する滞納処分を受けたとき

(４)　破産手続き、会社更生手続き、民事再生手続き、特別清算手続き開始　の申し立てを受けたときまたはこれらの申し立てを自ら行ったとき

(５)　合併によらず解散したとき

(６)　加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると市が判断したとき

(７)　加盟店が市の信用を失墜させる行為を行ったと市が判断したとき

(８)　加盟店として不適当と市が判断したとき

２　加盟店は、前項の規定により加盟店登録の取消しを受けた場合には、直ち

に加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、笛吹市が支給した備品

を速やかに返却するものとする。

（買戻特約等）

第16条　加盟店が本契約に違反して笛吹市e街ギフト取引を行った疑いがあると認めた場合は、市は調査が完了するまで当該取引に係る笛吹市e街ギフト取引精算代金の支払いを留保することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、笛吹市e街ギフト取引精算を取消しまたは解除することができるものとする。なお、加盟店は笛吹市の調査に協力するものとする。調査が完了し、笛吹市が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、笛吹市は加盟店に当該代金を支払うものとする。なお、この場合には、市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

（反社会勢力との取引拒絶）

第17条　加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員

、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のい

ずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。

(１)　暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が

集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれ

がある団体）

(２)　暴力団員（暴力団の構成員）

(３)　暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であっ

て、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、ま

たは暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団

の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）

(４)　暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、

準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う

等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務

の遂行等において積極的に暴力団を使用し暴力団の維持もしくは運営に

協力している企業）

(５)　総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴

力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える

者）

(６)　社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標

榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市

民社会の安全に脅威を与える者）

(７)　特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背

景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）

２　加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反して

いる疑いがあると市が認めた場合、市は、直ちに本契約を解除できるものと

し、かつ、その場合市に生じた損害を加盟店が賠償するものとする。また、

この場合、市は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、笛吹市e街ギフ

ト取引精算金の全部または一部の支払いを留保することができる。

３　市は加盟店が本条第1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく笛吹市e街ギフト取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、笛吹市e街ギフト取引を行うことができないものとする。なお、市は、このことにより加盟店に発生した損害につき責任を負わない。

（笛吹市e街ギフトの使用停止）

第18条　加盟店が第７条（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）に違反、

第15条（加盟取消し）に該当した場合、および第17条（反社会的勢力との

取引拒絶）に違反した場合、または該当する疑いがあると市が認めた場

合、市は契約を解除するか否かにかかわらず、笛吹市e街ギフト取引精

算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとする。なお、

この場合には、市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

（有効期間）

第19条　本契約の有効期間は令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに笛吹市、自加盟店いずれからの相手方に対して本契約を終了する旨の書面による意思表示を行わない場合はさらに1年間有効とし、以後この例による。

（規約の変更）

第20条　市は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとし、この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとする。

（合意管轄裁判所）

第21条　笛吹市e街ギフトに関する紛争については、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的土地管轄裁判所とする。

（準拠法）

第22条　本規約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとする。

別表第１

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 事例 |
| 換金性・投機性の高いもの | 商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等 |
| 出資や債務の支払い、事業所間の支払い | 出資、仕入れ等の事業資金 |
| 国や地方公共団体等への支払い | 税、公共料金、宝くじ等 |
| その他（消費拡大につながらないもの） | 振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等 |